

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成22年2月12日(2010.2.12)

【公表番号】特表2009-524243(P2009-524243A)

【公表日】平成21年6月25日(2009.6.25)

【年通号数】公開・登録公報2009-025

【出願番号】特願2008-551323(P2008-551323)

【国際特許分類】

H 01 L 21/22 (2006.01)

H 01 L 21/31 (2006.01)

H 01 L 21/324 (2006.01)

C 23 C 16/44 (2006.01)

【F I】

H 01 L 21/22 5 1 1 G

H 01 L 21/31 F

H 01 L 21/324 G

C 23 C 16/44 B

H 01 L 21/22 5 1 1 M

【手続補正書】

【提出日】平成21年12月17日(2009.12.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ジョイントに隣接して接着される隣接部材間の前記ジョイントで交わる複数の部材を有する構造であって、各ジョイントが、両方の隣接部材内および部材間に形成された運動構造を含む構造。

【請求項2】

前記各部材が、他の部材のフックが係合しているフックの背面に2つのフックおよび2つのキャッチを含む、請求項1に記載の構造。

【請求項3】

前記部材が、接着した場合に、一次元アレイを形成する、請求項1に記載の構造。

【請求項4】

前記接着した部材が、ほぼ平らなプレートを形成する、請求項3に記載の構造。

【請求項5】

前記各部材が、他の部材のフックが係合しているフックの背面に2つのフックおよび2つのキャッチを含む、請求項4に記載の構造。

【請求項6】

前記フックが、前記部材の主面に対して傾斜した角度で延びる、請求項5に記載の構造。

【請求項7】

前記フックの凸状の隅の曲率半径が、前記キャッチの対応する凹状の隅の曲率半径より大きい、請求項5に記載の構造。

【請求項8】

前記接着した部材が、孔部を囲む閉じた管形状に配置される、請求項1に記載の構造。

**【請求項 9】**

前記部材が、シリコン部材である、請求項 1 乃至 8 のいずれか 1 項に記載の構造。

**【請求項 10】**

前記部材が、前記ジョイント内に配置されるシリカ形成剤およびシリコン粉末の硬化化合物により接着される、請求項 9 に記載の構造。

**【請求項 11】**

軸に沿って延びる管状部材であって、前記軸に対して平行に延び、前記軸の周囲に配置される複数のステープを備え、前記ステープの内側の前記軸に沿って延びる孔部を含み、前記ステープのうちの隣接しているステープが、各運動接合部で相互に接着される管状部材。

**【請求項 12】**

前記運動接合部が、隣接する各ステープ内に形成され、前記隣接するステープのうちの一方のステープのキャッチが、前記隣接するステープの他方のステープのフックを受け入れるように整合しているフックおよびキャッチを備える、請求項 1 1 に記載の部材。

**【請求項 13】**

前記ステープが、シリコン・ステープである、請求項 1 1 に記載の部材。

**【請求項 14】**

前記ステープが、スピン・オン・グラスとシリコン粉末との硬化化合物により接着される、請求項 1 1 乃至 1 3 のいずれか 1 項に記載の部材。

**【請求項 15】**

前記ステープが、接着された場合に、周方向のネックを有する端部を含む、請求項 1 1 乃至 1 3 のいずれか 1 項に記載の部材。

**【請求項 16】**

前記ネックが、前記各ステープの端部上に少なくとも 3 つの平坦な領域を有する、請求項 1 5 に記載の部材。

**【請求項 17】**

前記運動接合部が、それらの間に所定の隙間を有するように機械加工された前記ステープの一部から形成される、請求項 1 1 に記載の部材。

**【請求項 18】**

前記ステープが、前記隙間内を満たしているシリカ形成剤およびシリコン粉末の硬化化合物により接着されているシリコン・ステープである、請求項 1 7 に記載の部材。